

独立行政法人国際観光振興機構契約監視委員会定例会議議事概要

開催日	平成27年7月31日(金)	
場所	独立行政法人国際観光振興機構本部会議室	
出席委員氏名	委員長 久松 完(国際観光振興機構監事)	
	委員 今井 和男(弁護士)	
	委員 杉本 賢司(公認会計士、税理士)	
	委員 廻 洋子(淑徳大学教授)	
審査対象期間	平成26年4月1日 ~ 平成27年3月31日	
抽出案件	3 件	(備考) 契約件名: 契約相手方: (別紙のとおり) 契約金額: 契約締結日:
(内訳)		
一般競争入札	1 件	
指名競争入札	0 件	
随意契約	2 件	
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	(別紙のとおり)	(別紙のとおり)
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	(別紙のとおり)	
議題2. 「公益法人に対する支出の点検・見直し」について	別紙のとおり	
議題3. 平成25年度「一者応札・応募」について	別紙のとおり	
議題4. 調達等合理化計画について	別紙のとおり	

【契約状況全般】		
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	指名停止となった業者及び経緯について、詳細が知りたい	・印刷業務を発注した(株)白樺写真工芸である。 ・当機構において、当該業者の都合により予定通り印刷業務を履行できない見込みであることを把握したため、契約書に基づき、履行遅滞申請の提出を求め履行の確保努力をした。しかしながら、履行遅滞申請の提出もなく、未履行となったため、当機構の規定に基づき、指名停止とした。
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	・ 特になし	

【抽出事案1】一般競争入札(総合評価落札方式)		
契約件名:平成26年度 通訳案内士試験事業 (国家試験)		契約相手方:株式会社ICSコンベンションデザイン
契約金額:57,240,000円		契約締結日:平成26年4月9日
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	意見・質問	回答
	<p>①当該事業は継続して実施されてきていると思うが、契約相手方は毎回、同じなのか？他の会社で実施が難しい点はどういったところなのか？</p> <p>→数年、請負っていると経験値がつくため、他の業者も参入できるよう配慮が出来るが良い</p> <p>②例年、金額は同程度か。また契約金額の大まかな内訳はわかるか。</p> <p>③金額と質の評価がそれぞれ50:50となっているが、これはあわせて評価というより、1次、2次という意味合いか。</p>	<p>①その通り、ここ数年株式会社ICSコンベンションデザインが契約相手方となっている。入札にあたり、厳しい要件設定をしておらず、また、応札者の中には、他の国家試験を実施している事業者からの応札もあり、競争性は保たれていると考えている。ICSの提案が評価された点としては、スケジュール管理、観光庁・JNTOとの連携、そして大学教授等の試験委員との連絡調整の体制という点の確実性であった。</p> <p>②金額は例年同程度となっている。しかしながら、受験者数に受験会場や実施に当たったのスタッフ数など受験者数によって変動する部分もある。</p> <p>③その通り。1次審査は「質」であり、足切り要素もある。その次に、2次審査の「金額」、最終的には、「質」及び「金額」の合計評価で落札者を決めることとなる。</p>
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	特になし	

【抽出事案2】随意契約方式(企画競争方式)	
契約件名:中国における訪日旅行促進のためのウェブサイト等制作・運営事業	契約相手方:株式会社電通
契約金額:218,998,600円	契約締結日:平成27年3月30日
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問
	回答
	<p>①他の市場でも同様のウェブサイト制作・運営事業は実施していると思われるが、金額の違いが大きい理由は何か？また、電通の創意工夫の評価が高かったのであれば、他の市場でも同様に電通の評価が高かったのではないかと推察するがいかが？</p> <p>②この事業で制作したウェブサイトは、JNTOの中国語ウェブサイトとは異なるものか？また異なる場合はリンクさせているのか？</p> <p>③本部で契約するものと現地で契約するものの違いはなにか。類似の事業発注を、地域別に行うのか、あるいは市場横断的に行うのかという判断はどのようにやっているのか。</p>
	<p>①金額の違いがあるのは、市場によって大きな違いがないと思われる「ウェブサイトの制作」のみを発注するのではなく、それを活用した「一般消費者向けキャンペーン」の企画を含んでいるため。また、各市場において、強みを持つ事業者が異なるため、必ずしも同じ会社が複数市場で受注するわけではない。</p> <p>②異なるものであるが、もちろんリンクさせている。</p> <p>③平成26年度補正予算からの当機構の執行機関化に伴い、平成26年度補正予算に係る事業は、本部にて契約を行った。平成27年度予算からは海外事務所での現地調達を開始しているところであり、その効果などもみながら、たとえば、地域別に行うものは海外契約、地域を巨るものは本部契約というようなことを今後、判断していきたい。</p>
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし。

【抽出事案3】随意契約方式(企画競争方式)		
契約件名: 香港における広告宣伝及び旅行会社等との共同広告実施事業	契約相手方: 株式会社アサツーディ・ケイ	
契約金額: 102,000,000円	契約締結日: 平成27年3月30日	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	<p>①なぜ1者応募になったと考えるか。</p> <p>②1者応募の理由についてアンケートを実施していることは非常によい。</p> <p>③中国市場では5者も応募があり、何故こちらは1者なのか、業者間での相談がなかったかといった視点での検証も今後必要となる。</p>	<p>①議題3でも説明予定であるが、調達に関心を示したものの最終的に辞退するに至った理由をアンケート調査したところ、自社都合という回答が最も多くなっている。当機構だけではなく他省庁でも補正予算で年度末に複数の調達が行われたことにより、業者側のマンパワー不足により対応できなかったと考える。</p>
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし。	

議題2. 「公益法人に対する支出の点検・見直し」について	
契約監視委員会において審議することとなった経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年6月に政府行政改革実行本部より各府省に対し、公益法人に対する支出の公表・点検方針が示された。 ・この中で、各府省は、所管する独立行政法人に対して、独立行政法人から公益法人に対する支出(契約に基づくもの、基かないもの)についても毎年度点検、見直しを行うように求められた。 ・このため、国土交通省より当機構に対して、公益法人に対する支出について点検・見直しを行うよう求められた。 ・この要請の中で、前年度において同一又は類似の内容で同一府省から支出されているものの点検・見直しの方法として、「契約監視委員会」による審議を求められたもの。
審議における観点	<ul style="list-style-type: none"> ①支出そのものについての必要性があるか。 ②支出が必要であっても、競争性を高めるなどにより効率的・効果的な支出とできないか。
契約件名:平成26年度「台湾訪日旅行マーケティング事業」	契約相手方:公益財団法人交流協会
契約金額:9,953,848円	契約締結日:平成26年3月31日
審議概要	<p>特になし。</p> <p>競争性を確保するため公募方式を取っているところ、公募においては、相手方選定の条件を必要最低限のものとし、また十分な公示期間を確保する等で、引き続き適正な事業者選定を行っていくこととなった。</p>

議題3. 平成26年度「一者応札・応募」について

<p>契約監視委員会において意見を求めることとした理由</p>	<p>・平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に記載の計画達成へ向けた具体的取り組みの中で、契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施を行っていくこととしている。</p> <p>・なお、平成25年度には12件あった一者応札・一者応募は、平成26年度には22件となった。</p>	
<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p style="text-align: center;">意見・質問</p> <p>①事業者の得意・不得意分野があり、また年度末は発注も増えるため事業者にとっては稼ぎ時。社内の体制などを考慮した結果として、参加しないという判断はあるものを推察。</p> <p>前にも申し上げたが、個々に質的にもコスト的にも優れたところを見極めたうえで契約するのであれば、結果的に前年度と同じ事業者であってもそれが適切であったかどうかをチェックしていくのが要だと考えている。</p>	<p style="text-align: center;">回答</p> <p>同意。JNTOが訪日プロモーション事業の実施主体となったことを鑑み、PDCAサイクルをしっかりと行っていく所存。</p>

議題4. 平成27年度国際観光振興機構調達等合理化計画の点検について

<p>契約監視委員会において意見を求めることとした理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、「現行の随意契約見直し計画の枠組みや契約実績の公表について見直しを行い、調達に関する新たなルールを策定する」とされたことに基づき、各法人が公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を促進できるよう、制定するものである。 ・独立行政法人が、その政策実施機能を最大限発揮するためには、調達に関する内部統制システム(ガバナンス)を確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する必要がある。こうした取組は、各法人が、調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ね、深化させていくことにより、その成果が得られるものである。 ・このため、各法人がPDCAサイクルにより、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むとともに、主務大臣がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達等の合理化を推進することとなった。 ・平成27年5月25日付総務大臣決定の「独立行政法人における調達等合理化の取り組みの推進について」において、「契約監視委員会は調達合理化計画の策定の際の点検を行う」とあるため、今回、契約監視委員会で意見を求めたものである。 	
<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p>①執行機関化については本来あるべき姿に戻ったということで歓迎すること。一方で調達実績を見ると倍増しており、調達・契約業務だけで疲弊してしまわないか懸念。</p> <p>→どこまでのミッションをもって発注を行っていくのか。事業者へ丸投げにならないように注意が必要。質を維持し、レベルの高い契約を目指す必要がある。</p>	<p>①観光庁での実施と、JNTOでの実施の違いとして、JNTOではVJ事業実施本部を立ち上げ、そこで計画を策定しながら訪日プロモーション事業を進めており、調達・契約業務だけで疲弊することのないようにしていく。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>特になし。</p>	